

# ○津山工業高等専門学校総合支援センター規程

〔平成 17 年 4 月 1 日  
規 程 第 8 号〕

改正 平成 24 年 3 月 28 日規程第 2 号 平成 25 年 11 月 27 日規程第 12 号  
平成 29 年 3 月 21 日規程第 21 号 平成 30 年 2 月 28 日規程第 3 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学生、保護者、教職員等を対象に、学校生活上の諸問題について、適切な助言及び支援を行うことを目的として、総合支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学や進路に関する相談に対する助言及び支援
- (2) 学生の保護者及び担任・指導教員等教職員からの相談に対する助言及び支援
- (3) 学生の精神衛生上又は健康上の相談に対する助言及び支援
- (4) 特別支援教育が必要な学生に対する助言及び支援
- (5) その他学生の個人的な相談に対する助言及び支援
- (6) センターの活動に必要な研究及び調査
- (7) 前各号の業務に関する資料の保存

(組織)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 特別相談員
- (3) カウンセラー
- (4) コーディネータ
- (5) インターカー
- (6) センター員
- (7) 看護師
- (8) その他校長が必要と認めた者

2 前項第 8 号の者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第 4 条 センター長は、本校教員のうちから校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別相談員)

第5条 特別相談員は、本校での教育・指導の経験を有する有識者のうちから校長が委嘱する。

- 2 特別相談員は、経験を活かした助言・支援業務に当たるものとする。
- 3 特別相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、特別相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(カウンセラー)

第6条 カウンセラーは、本校カウンセラーとして採用している者をもって充てる。

- 2 カウンセラーは、主として専門的な立場からの助言・支援業務に当たるものとする。

(コーディネータ)

第7条 コーディネータは、本校コーディネータとして採用している者をもって充てる。

- 2 コーディネータは、主として専門的な立場から特別支援教育を必要とする学生の助言・支援業務に当たるものとする。

(インターカー)

第8条 インターカーは、本校でのインテーク業務を行う者をもって充てる。

- 2 インターカーは、主として学生等の相談の受付を行い、必要に応じ適切な相談者に引き継ぐとともに学生への助言・支援業務に当たるものとする。

(センター員)

第9条 第3条第1項第6号のセンター員は、各系及び技術部から推薦された教職員各1名をもって充て、校長が任命する。

- 2 センター員はセンター長を補佐し、主として学生の学生生活全般について相談に応じ、学生に対する助言・支援業務に当たるものとする。
- 3 センター員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(看護師)

第10条 看護師は、主として学生及び教職員の健康上の相談に応じるものとし、また、相談者とカウンセラー、センター長等との連絡調整等業務に当たるものとする。

(相談・支援室)

第11条 センターに、次の各号に掲げる室等を置き、適切な助言及び支援を行う。

- (1) 学生相談室
- (2) 保健室
- (3) カウンセリングルーム
- (4) 特別支援教育室

(他との連携，協力)

第12条 センター長は、相談内容がセンターのみでの対応が妥当でないと思われる場合には、必要に応じて教務主事，学生主事，寮務主事，学級担任等と緊密に連携をとりながら、適切な対応先を紹介することにより、業務の効果的な推進を図るものとする。

(秘密の保持)

第13条 センターの構成員は、業務上知り得た個人的な事項については、その内容を他に漏らしてはならない。

(センターへの連絡)

第14条 本校の教職員は、本校学生に対しセンターの助言及び支援が必要と認めるときは、速やかにセンターへ連絡するものとする。

(委員会)

第15条 センターに第2条に掲げる業務について審議するため、総合支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、第3条第1項各号に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月27日規程第12号）

この規程は、平成 25 年 11 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日規程第 21 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。